

資料 2

第 9 回審議会 委員からの質問及び回答等について

※修正部分は、逐条解説書素案では赤字で表記しています。

| 指摘箇所 | 質問・意見 | 備考 | 回答 |
|---|--|------------------------------|--|
| 全体 | 義務付けの度合いについて、最初の方に分かりやすく示しておいてはどうか？ | | P 5 条文の見方「義務の表現方法」に追記。 |
| | 下線や太字は最終的にもそのまま残すのか？ | | 強調したい部分を明確に示すために、そのまま残す予定。 |
| | 「趣旨」、「解釈」、「運用」に分けると行政側の恣意が働くように思うので分けない方が良いのでは？ | | 分けた方が見やすいと考えるため、そのまま残す予定。 |
| | 文章がボリューム一過ぎてほとんどの町民は読む気がしないと思うので、チャート式などにしてみても？ また、全く興味がない町民に少しでも興味を持ってもらうために漫画版を作成してみても？ | | 逐条解説書は、フルスペック版という位置づけであるため、現行の予定。 それとは別に逐条解説書の簡易版を今後作成予定であり、そちらの方でイラストや漫画を検討する。 |
| P 9 【趣旨】、P 10 (条文) 第 2 条第 5 号、P 13 【趣旨】 (第 5 号)、P 14 (条文) 第 3 条第 2 号及び【趣旨】、P 5 1 【趣旨】 | 「行政」の文言は全て「町長等」に置き換えるべきでは？ | 「行政機関」などについても全て「町長等」に修正すべきか？ | P 1 に記載のとおり。 条文及び逐条解説では、町長等と表現する。ただし、一般用語としての行政は、そのまま使用する。 |
| P 1 1 【趣旨】 (第 3 号) | 「町長等」について、分かりにくいいため図解を加えるべきでは？ | | P 1 2 の図 2 に記載のとおり。 |
| P 1 2 【趣旨】 (第 4 号) | 「あらゆる」とあるが、税の分野などについては町民が協働する余地がないため、不適切では？ | 「あらゆる」の文言を削除する？ | 削除する。 |
| P 1 3 【趣旨】 (第 5 号) | 図 1 で示されている「町民主体」と条文上の「町民主体」は意味が異なるはずなので、このままでは誤解を生むのでは？ | 図 1 の「町民主体」の文言を再度検討し直す？ | P 1 4 の図 3 に記載のとおり。 |

第9回審議会 委員からの質問及び回答等について

※修正部分は、逐条解説書素案では赤字で表記しています。

| 指摘箇所 | 質問・意見 | 備考 | 回答 |
|--------------------|---|--|---|
| P 1 3 【趣旨】 (第6号) | 「町民や町が行う」の文言は不要では？ また、「あらゆるものが含まれる」とあるが、税の分野などについては町民が協働する余地がないため、不適切では？ | 「町民や町が行う」と「あらゆるものが含まれる」の文言を削除する？ | 「町民や町が行う」、「あらゆるものが含まれる」どちらも削除する。 |
| P 1 4 (条文) 第3条第1号 | 「安全かつ安心して」の文言について、「安全で安心して」の方が良いのでは？ | ※「安全かつ安心して」は吉野町の書き方。 第34条(危機管理)は、「安全に安心して～」 | 第34条と同様「安全に安心して」に統一。 |
| P 1 4 【解釈】 (第4号) | 「住民」の文言は「町民」に置き換えるべきでは？ | | 条文と統一を図るべきであるため、置き換える。 |
| P 1 5 【趣旨】 | 「スクラップアンドビルド」との文言がいきなり出てきてもわかりにくいいため、もっと具体的に規定すべきでは？ | 「非効率なものを廃止して、新しいものに置き換えることによって効率化・集中化を図ること」との説明を加える。 | P 1 7※7の記載のとおり、スクラップ、ビルドの説明及び左の説明文を加える。 |
| P 1 9 【趣旨】 (第7条関係) | 以前に「義務」という文言はできるだけ避けてもらいたいと要望したはずだが、残っているのはなぜか？ | 憲法第26条2には、「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。」がある。 | 「義務」という強い言葉を使わず、「～しなければならない」とすることで目立たないようにする。 |
| P 1 9 【趣旨】 (第8条関係) | 「学校等も含まれます」とあるが、本当にそうなのか？(次ページに「納税する」との規定があるため、整合性がとれないのでは？) | ※学校法人は含むが、ややこしい。 | 学校は納税主体ではないため、事業者に「学校」は含まないよう修正する。 |
| P 2 5 【趣旨】 | 第7項に関する趣旨について、「タウンミーティング」についても触れるべきでは？ | | そのように修正する。 |
| P 2 5 【解釈】 (第4項) | 審議会等の委員の多選禁止について、禁止している現行の例規はあるのか？ | | 現行例規で禁止しているものはない。 |

第9回審議会 委員からの質問及び回答等について

※修正部分は、逐条解説書素案では赤字で表記しています。

| 指摘箇所 | 質問・意見 | 備考 | 回答 |
|---------------------|--|--|--|
| P 2 5 【解釈】 (第7項) | 第7項「意見交換や熟議が行える場や機会を設定～」の機会の例として住民懇談会やタウンミーティングを加えては。 | 記載予定 | P 2 6に解釈(第7項)を追加している。 |
| P 2 6 (条文) 第13条第2項 | 「住民自治の主体は、・・・個人など多様な主体を指す。」とあるが、「主体」との文言が重複して国語的に誤っているように感じるため、「・・・個人などが含まれるものとする。」の方が良いのでは？ | ※吉野町：「住民自治の主体は、・・・個人も含まれるものとします。」 | そのまま(法制上の齟齬はないため。) |
| P 2 7 【趣旨】 | 第3項に関する趣旨について、「町」の文言は「町長」に置き換えるべきでは？ | | 置き換え漏れのため、置き換える。 |
| P 2 8 (条文) 第15条第2項 | 「基礎的コミュニティは、役割と責任を自覚し、・・・」とあるが、分かりにくいいため、吉野町を参考に修正してはどうか？ | ※吉野町：「基礎的コミュニティは、近隣の住民を構成員とする基礎的自治団体としての役割と責任を自覚し、・・・」 | そのまま(簡潔に分かりやすく条文に記載するという法制上のルールのため。) |
| P 2 8 【趣旨】 | 「各団体」が何を指すのかもっと具体的に示すべきでは？ | 子ども会や老人クラブ、婦人会などの名称を挿入予定。 | そのまま(左の団体だけでなく、青年団、自警団など收拾がつかなくなるため) |
| P 2 8 【運用】 | 地域担当職員制度について、この制度の将来的な目標などについても追記すべきでは？ | | そのまま(今年度で見直しを行うため。) |
| P 3 0 | 図3について、「自警団」や「青年団」などが漏れていないか？(一度整理を)また、「学校運営協議会」は「学校」を含む扱いなのか？ | ※それらを含むかどうかは地区ごとに異なるため、今後まちづくり協議会で協議の上、決定していくことになる。 | そのまま(ただし、「まちづくり協議会」や「まちづくり団体」といった表記が異なる部分を修正。) |
| P 3 1 (条文) 第18条の見出し | 「(NPO)」⇒「(NPO等)」にするか削るべきでは？(第13条第2項と整合性を取るため) | | 第18条見出し(NPO)を削除(見出しに())が含まれているのはあまり見かけないため。) |

第9回審議会 委員からの質問及び回答等について

※修正部分は、逐条解説書素案では赤字で表記しています。

| 指摘箇所 | 質問・意見 | 備考 | 回答 |
|-------------------|--|----------------------------------|---|
| P 3 7 【解釈】（第4項） | 「広陵町出身の職員が減っています」⇒ 「広陵町外から通勤する職員が増えています」などに修正すべきでは？ | | 削除する。 |
| P 4 5 | 「内部監査」については規定しないのか？ | | 「内部監査」は地方自治法により既に義務化されている制度であること、他自治体で自治基本条例への記載が確認されないことから規定しない。 |
| P 4 6 【解釈】（第3項） | 初動対応に関する規定について、「民生児童委員」についても追記すべきでは？ | 「防災士ネットワーク」の次に「、民生児童委員」の文言を追加する。 | P 4 7に記載のとおり、「民生委員児童委員協議会」と追加する。 |
| P 4 6 【解釈】（第4項） | 「平常時にこのような事態を想定し、対応する必要があります。」とあるが、BCP（事業継続計画）を策定している旨を追記してはどうか？ | | そのまま（BCPを文章で説明すると左のようになるため。BCPを追記すると、その説明に紙面を割いてしまうことから） |
| P 5 2 第40条関係 【解釈】 | 趣旨に「町長に答申あるいは意見書」として、となっており、ここの運用は、「町長が定める」として今後の運用となっている。解釈として、運用については、条例施行後に決めていく、ということを記載しては。 | | そのまま（運用については今後のことであること、他自治体で「条例施行後に決めていく」というような記載がないため） |

庁内WGなどで気づき修正した箇所

| | 修正後 | 修正前 | 備考 |
|-----------------|--|--|------------------|
| P 1 1 【趣旨】（第1号） | 参加 できる | 参加 してほしい | |
| P 2 6 【趣旨】（第7項） | 参画や協働 には、町民同士や町民と町の学び合いや交流の機会が不可欠であり、その中でまちづくり～ | 参画や協働 は、町民同士や町民と町の学び合いや交流の機会にもなります。まちづくり～ | 文章がつながらないため修正。 |
| P 4 0 標題（第7章） | 団体自治 | 行政経営 | 目次に合わせ修正。 |
| P 4 9 解釈（第1項） | 本条例では、 ハードルの低さや、事案ごとにより深い議論を行って議決を経た上で町民投票を行う方が望ましいとの考えから、個別設置型を選択しました。 | 本条例では、個別設置型を選択しました。 | 個別設置型を選択した理由を明記。 |